

大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成21年3月2日（月）

大阪キャッスルホテル

6階 「鳳凰の間」

開 会 午前10時30分

司会（田島課長） ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の司会を務めます、経済局商業立地担当課長の田島でございます。よろしくお願いいたします。

定数の確認ですが、本委員会の委員数は9名でございます。本日、全員の出席がございます。審議会規則第7条第2項の規定によりまして、本審議会が有効に成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件3件、夜間にかかる延刻案件1件の計4件について審議をお願いしてまいりたいと思います。議案ですが、1つ目が「阿倍野地区第二種市街地再開発事業A2棟」（新設）、2つ目が「（仮称）茶屋町東地区再開発ビル」（新設）、3つ目が「（仮称）ライフ三津屋店」（新設）、延刻の分は「港区弁天町ショッピングセンター」、以上4件でございます。

配布資料ですが、前回の審議会から当日の資料配付を省略させていただいております。

（当日配付資料のみ確認）

司会 それでは、ただいまより議事に入ってまいります。加藤会長、よろしくお願いいたします。

加藤会長 おはようございます。今日は随分春らしいといえますか、暑いぐらいの天候になりまして、桜のつぼみも一段と膨らんできたかなという感じがいたします。

本日、ご審議いただきますのは、新設案件3件、変更案件1件の計4件でございます。議事の進め方としましては、次第に従いまして新設案件3件を個別にお諮りし、その後で変更案件をお諮りしたいと考えております。

では、議題①「阿倍野地区第二種市街地再開発事業A2棟」の新設に関する届出内容につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 「阿倍野地区第二種市街地再開発事業A2棟」の新設についてご説明をいたします。

本件は、天王寺駅及び近鉄阿倍野橋駅から直結の阿倍野区阿倍野筋1丁目80番1ほかの敷地に、商業施設を新設するものでございます。店舗面積は6万3,130㎡、設置者は東急

不動産株式会社で、小売業を行う者は株式会社イトーヨーカ堂ほか未定でございます。用途地域は商業地域で、昨年9月2日に届出がありました。大規模小売店舗の新設予定日は、平成23年春となっております。

前方のスクリーンをご覧ください。現況の工事中の写真といたしまして、店舗北東歩道橋からの写真でございます。

完成予想図といたしまして、建物北側からの図面、続いて建物南側からの図面です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、4階から6階及び棟屋1階に合計1,500台設置されております。

建物地下1階南側には自転車駐輪場699台及び自動二輪用39台、北側に自転車駐輪場712台、西側に自動二輪用97台が設置されています。

東側に荷捌き施設①として1,326㎡、北側に荷捌き施設②としまして279㎡が設置されております。

西側及び北側に、廃棄物保管施設として合計保管容量287㎡が設置されております。

また、建物1階東側に自転車駐輪場329台、南側に廃棄物保管施設として保管容量30㎡が設置されております。

各施設の合計台数等は、駐車場で合計1,500台、駐輪場で合計1,876台、荷捌き施設面積で合計1,605㎡、廃棄物保管施設の容量で合計287㎡となっております。

次に、施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間及び来客の駐車場利用時間帯は、24時間となっております。

駐車場の自動車出入口は、建物地下1階及び1階に合計5カ所ございます。駐車場出入口の位置といたしまして、まず建物地下1階西側に入口専用1カ所及び出口専用1カ所が設置されております。また、建物1階南側に入口1カ所、出口1カ所、建物西側に出口1カ所が設けられており、すべて左折イン、左折アウトとなっております。

こちらは、現況の駐車場出入口付近の写真でございます。建物西側の地下1階駐車場出入口付近の写真、建物南側の1階駐車場出入口付近の写真でございます。

荷捌きを行うことができる時間帯は、建物地下1階西側の荷捌き施設は午前6時から午後9時まで、建物地下1階北側の荷捌き施設は24時間となっております。

次に、添付書類の概要について申し上げます。

建物は、地下2階、地上6階建てで、店舗は地下2階から4階となっており、主として

販売する物品は、食料品、衣料品等ほか未定でございます。

建物地下2階から地下1階の図面で、1階が1万7,708㎡、2階が1万6,754㎡、3階が9,577㎡、4階が3,677㎡となっております。

駐車場における必要駐車台数でございますが、まず当該店舗における各値から必要駐車台数を求めますと、280台となります。指針に基づく必要駐車台数に対し設置台数は、1,500台となっております。

また、来店車両の入退場経路は、こちらでお示しするとおりになっております。

次に、騒音関係でございます。施設に設置される室外機等の稼働時間は、午前8時30分から午後11時30分まで、冷却塔は24時間で、発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、店舗周囲3方向並びに階層別に予測地点を設定し、予測した結果、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量、一般廃棄物48.64㎡、再生利用対象物21.209㎡、合わせて69.849㎡に対しまして、満足する保管容量、合計で287㎡を確保いたしております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民意見書の状況についてご説明いたします。

住民等説明会は、昨年9月27日に開催され、昨年9月12日から本年1月13日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、特に深夜営業に関しては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう意見のとりまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わります。

事前説明時の指摘事項に関する回答を、事務局の山田からお伝えさせていただきます。

事務局 先日、委員の皆様方に審議案件の事前説明を行いました際にご指摘いただきました点について、ご回答いたします。

まず、内田委員から、次のとおりご指摘がございました。

1つ目の質問として、届出書添付図面5-1・2「方面別交通量」における来退店車両経路は、駐車場出入口の場所が直感的にはわかりづらい経路となっている。そこで、近隣の商業施設駐車場として、あべのベルタ・ルシアスの駐車場があるが、阿倍野再開発地区における回遊性を高め、自動車の入庫の効率性を図るためには、エリア全体で駐車場を共有する方法があると考えられるが、そのような想定はされているのか聞きたいとのご指摘がございました。

こちらについて設置者に確認いたしましたところ、「あべのベルタやルシアス等といった近隣商業施設との駐車場の共有化は、今のところ考えていない。案内経路や出入口の位置については、オープン時や売り出し日の新聞折り込みチラシ及び施設のホームページに掲載し、お客様に周知をします。また、案内経路上の主要な箇所には広域誘導看板等を設置し、スムーズな誘導に努めます」との回答を得ています。

2つ目の質問としまして、交通の詳細資料、こちらは内田委員と塚本委員お2人にお配りしているものですが、この25ページ「駐車場内誘導計画」において、4階駐車場にあるゲートからのスロープで滞留長が南側出口で約320mあるとされている。また、今回計画では、南側出口から左折後すぐに阿倍野筋との交差点信号がありまして、滞留が予想される。敷地内外にかかわらず、滞留があると来店者の精神的ストレスにもなる。また、「LABI1なんぼ」では、交通整理員がスロープで滞留している車両に対し渋滞している旨アナウンスを行っているという状況もありますので、滞留がどの程度になるか心配している。そこで、例えば店内で出口の滞留状況をアナウンスする等、特に出庫時における滞留の対策について検討しているのかを聞きたいとのご指摘がございました。

こちらについて設置者に確認しましたところ、繁忙時の出庫車両の対策としまして、「南側には阿倍野筋にも出口を設けており、繁忙時には2カ所から分散誘導する計画となっております。また、混雑時には、状況に応じて、出庫状況のお知らせや、退店時間をずらしていただくなどの時差出庫の呼びかけ等を店内放送でアナウンスしたいと考えている」とのご回答を得ております。以上です。

加藤会長 事前にご質問いただきました内容も含めてご説明いただきました。ご質問、ご意見ございましたら。

内田委員 補足させていただいてよろしいですか。事前にお伝えした内容については、事務局にまとめていただいたとおりですが、裏の意図みたいなことを述べたいと思います。

お手元の要約書で言いますと、1点目にかかわるのは図面の2ページ目、周辺見取図をご覧いただくと、来店車とか退店車の経路があります。「直感に反する出入口」と私が申し上げたのは、例えば北西のほうから来店する車両は、ルシナスと市大病院の間を通過して金塚南北線を下ってきて駐車場に入る。新規立地施設から見ると、これが北側の入口になります。同じ方向に帰る時にこの車両はどちら側から出るのかと言うと、計画地の右下から出て、長柄塚線(阿倍野筋)をずっと北へ上がって帰っていくことになります。駐車場の出入口が2カ所、入口と出口がセットでありますけれども、北から入った車両は南から出る、南から入った車両は北から出るようなことになる。4階以上の駐車場図面がありますが、北から入った車両を南へ持っていくことになるので、4階以上のどこかのフロアーに駐車した車両は、延々そのフロアーの中を回るのが前提になっていて、非効率的だし、案内すると言っても、そのとおりに動くかどうか必ずしも担保されない。

ですから、そういったあまり無理な計画を立てるよりは、もう少し実態に近い形で、例えば左折イン、左折アウトにこだわり過ぎることなくやっていたとか、せつかく近くに阿倍野再開発の関係主体が設置している公共的な駐車場があるわけですから、そういうものの有効活用も含めて、市のほうでも音頭をとっていただけないものかなあというのが実は申し上げたかったところです。

2点目については、来店車両についてはいいのですが、退店時に4階でゲートがあって、そこからずっとループで下りていくという形になっていて、計画書を見ると、「決して敷地外には行列をもたささない。だからいいでしょう」という書き方になっています。しかし、敷地の中とはいえ延々車がたまる状態が生じるのは、あまり好ましいことではない。あえて質問させていただいたのは、形式的に敷地内外という話で考えるのではなくて、もう少し円滑な車両の処理をご検討いただければということです。以上です。

事務局 内田委員からご指摘いただきましたように、阿倍野の交通問題は重要な問題だと思いますので、今後、計画調整局を含めて、今いただきましたご意見等を検討していくということと、設置者にできる限り渋滞にならないような対策を講じていただくことをお願いしていくということで、やらせていただきます。

内田委員 設置者に「こういった対策をなささい」と何でもかんでもやらせろと申し上げたいわけではなくて、もうやらなくてもいいとか、無理な規制とか無理な誘導、絵に描いたような話ばかりやるよりは、もう少しポイントを絞った内容でやっていただけたらと。

ポイントの絞り方として、「本来はこうあるべきだ」というのはもちろんあるわけですが、特にまわりから言われている車の処理とか自転車の放置という話は、一般市民の方がどうふるまわれるかが非常に大きいわけです。そこで「本当はこうなってるんですよ」という話ばかりではうまくいかないわけですから、予想はできるけれども本当はやってもらっては困るような行動をやられた時に、どうすればいいのかとか。そのへんをもう少し考えることはできないものかなということです。決して、いろいろ懸念されるから、設置者として何でもかんでもすべて対応できるようにしてくださいということを申し上げたいわけではございません。

事務局 内田委員のご指摘は当然だと思っておりますが、この交通協議は、大阪府警との協議の中で、阿倍野筋にできるだけ車を流さないことを前提に計画されていると聞いておまして、今の南側の出口からは、どうしてもああいう形でないと阿倍野筋に入ってくる車が増えると聞いております。敷地内での滞留ができるだけ生じない形は、言われているとおりで、何でもかんでも設置者ということではなく、大阪市と府警や設置者との協議の中で、今のご指摘を踏まえた対応もこれから考えていきたいと考えております。

加藤会長 関連して、ご意見とかご質問ありますか。

今のお話は、敷地内の最適ということだけではなくて、周辺も含めた形で全体として駐車場の台数とか、もうちょっと効率的なやり方があるのではないかとということと、利用者自体が必ずしも理想どおりには対応しないので、そのへんも含めて現実的な対応をしたほうがいいのではないかというお話かと思えます。

阿倍野筋は、今でもかなり混んでいるんですかね。

内田委員 はい。ただ、どの時点を前提にするかですけれども、阿倍野再開発がようやくこの事業地でケリがついて、セットで、すぐ上の三角部分も先日起工しましたので、阿倍野筋が拡幅されるんですよ。

事務局 今の歩道橋を全部やりかえて、1車線増える。

内田委員 何年後を想定するかによっても状況は違ってきます。将来においては阿倍野筋にあまり負担をかけないという考え方になろうかと思いますが、一方で金塚南北線をどう位置づけるか。グラントゥール、先ほどの周辺見取図で言うと騒音予測地点のAは超高層マンションですが、この前の金塚東5号線は、往復2車線の幅員ですけれども、それを一方通行運用している。現状においては仮囲いがあるから一方通行でしょうが、ずっと一

方通行で運用するかどうか。

金塚南北線との交差点は信号交差点ですから、出店車両も実は処理しやすいですよ。それをわざわざ南側に回すと、信号もついていない中途半端なところ。確かに左だけに曲がってくれるのであれば、このほうがいいかもしれないけれども、わざわざ遠回りさせて歩行者との錯綜の危険性を高めているようにも見える。

どの段階でどこまでの変更も考えた上で計画を立てるかによって、もう少しいい案もあり得ると思います。そのへん、警察協議とかいろいろややこしいことは承知していますので、直ちという話ではないんですが、後ほど出てきます「ライフ三津屋店」の経路の設定では、必ずしも左折アウトにこだわらないということもやられているみたいですから、そのような柔軟な対応を引き続きやっていただければという希望です。

加藤会長 それは、設置者もそういう考え方をとるといって、それから市とか警察とか。

内田委員 3者、4者が協議する時の基本的なスタンスとして、ということです。

加藤委員 今までは、どちらかと言うと設置者に対してものを言うのが、この審議会の趣旨ではありましたが、それだけでは対処できない事態もあり得るということですね。

関連して、ご質問、ご意見ございませんか。

この案件につきましては、特に意見書の提出はなかったということですね。また、委員から、設置者というよりも、むしろ市、警察に対して、例えば道路をどういうふうを活用していくのかも含めて、やや将来を見通した運用の仕方についてご配慮いただく形での対応をお願いするというご意見を頂戴いたしました。

設置者に対しましては、出店上は法の趣旨に沿って指針を踏まえた内容となっているということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は特に有しない」ものとして扱ってまいりたいと考えております。しかし、「特に深夜営業につきましては、交通、騒音等の対策をはじめ、犯罪や非行の防止などにおいても自主的な配慮に努めることが望ましい」という附帯意見を申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。（異議なし）

ありがとうございます。それでは、「特に意見を有しない」ものとして扱ってまいりたいと思います。それから、出されました意見につきましては、大阪市をはじめ関係局に、ぜひそうした方向での対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、議題②「(仮称)茶屋町東地区再開発ビル」の新設に関する届出内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「(仮称)茶屋町東地区再開発ビル」の新設についてご説明いたします。

本件は、北区茶屋町 200番の阪急梅田駅から北東へ 110mの用途地域は商業地域に、商業施設を新設するものです。店舗面積は 3,133㎡、設置者は茶屋町東地区市街地再開発組合で、小売業を行う者は阪急電鉄株式会社ほか未定でございます。大規模小売店舗の新設予定日は、平成23年4月1日となっております。

前方スクリーンをご覧ください。現況の工事中の写真といたしまして、店舗東側からの写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、隔地駐車場として茶屋町アプローチ地下2階に自走式で27台、駐輪場は、建物1階東側に22台。荷捌き施設は、建物1階東側に1カ所95㎡、廃棄物保管施設も建物1階東側に2カ所設けられ、保管容量は合計31㎡でございます。

各施設の一覧は、前方スクリーンのとおりでございます。

次に、施設の運営方法に関する事項ですが、小売店舗の営業時間は、午前10時から午後11時まででございます。来客の駐車場利用時間帯は、午前9時30分から午後11時30分までとなっております。

隔地駐車場の自動車出入口の位置といたしまして、駐車場北東側に入口が1カ所、北西側に出口1カ所及び出入口が1カ所設けられておりまして、いずれも左折イン、左折アウトとなっております。

荷捌きを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時まででございます。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

主として販売する物品は、衣料、雑貨等でございます。

建物は、地下1階から地上31階建てで、店舗は、1階及び2階でございます。各階の構成は、前面スクリーンのとおりでございます。

また、駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から必要駐車台数を求めますと27台となります。指針に基づく駐車台数に対し、設置台数27台でございます。

来店車両の入退場経路は、こちらでお示しするとおりでございます。

騒音関係ですが、施設に設置される室外機等の稼働時間は、午前8時から午後12時ま

で、キュービクルは24時間となっており、発生騒音の予測・評価について、昼間および夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、店舗周囲4方向に予測地点を設定し予測した結果、すべて規制基準値、環境基準値を満たす結果となっております。

廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量、一般廃棄物 2.1m³、再生利用対象物 1.0m³、合わせて 3.1m³に対しまして、十分な保管容量31m³を確保しております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明いたします。

住民等説明会は、昨年10月16日に開催され、10月10日から2月10日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところがございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、特に深夜営業に関しましては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう意見のとりまとめを行っております。以上で説明を終わります。

加藤会長 ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ございませんか。

今回、隔地駐車場ということですが、このぐらい離れていても、利用者にとってはそれほど不便ではないということですか。

内田委員 あまりここは車での来店を想定できる場所ではないと思います。

稲岡委員 街を歩く人は多いと思います。

内田委員 商業施設として、そんなに規模も大きくはないと思います。

加藤会長 特にご意見ございませんか。

この案件につきましても、特に意見書の提出はないということで、皆さんのご意見も特にないようです。届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして取り扱ってまいりたいと思います。「特に深夜営業につきましては、交通、騒音などの対策をはじめ、犯罪や非行の防止などにおいても自主的な配慮に努めることが望ましい」との附帯意見を申し添えたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。（異議なし）

ありがとうございます。それでは、「特に意見を有しない」ものとして取り扱いたいと思います。

続きまして、議題③「(仮称)ライフ三津屋店」新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 「(仮称)ライフ三津屋店」の新設についてご説明いたします。

本件は、淀川区三津屋中3丁目20番ほかの阪急神崎川駅から南西へ880mの用途地域は準工業地域に、スーパーを新設するものでございます。店舗面積合計は1,210㎡で、設置者は細川石油株式会社、小売業者はライフコーポレーション。大規模小売店舗の新設予定日は、平成21年5月21日となっております。

前方のスクリーンをご覧ください。現況の工事中の写真といたしまして、店舗北側からの写真、店舗東側からの写真でございます。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

店舗2階において、駐車場は自走式で43台、荷捌き施設は店舗2階南東側に50㎡、廃棄物保管施設として保管容量は14.8㎡が設置されております。また、店舗1階におきまして、駐輪場は東側に自転車用が77台、荷捌き施設は東側に25㎡が設置されております。

各施設の一覧は、ご覧のとおりとなっております。

次に、施設の運営方法に関する事項でございますが、小売店舗の営業時間は、午前9時から午前1時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午前1時30分まででございます。

駐車場の自動車出入口は、建物北西側に出入口1カ所が設けられており、左折イン、右折アウトとなっております。

前方スクリーンをご覧ください。こちらが現況の駐車場出入口付近の写真でございます。南方向への写真、東方向への写真でございます。

荷捌きを行うことができる時間帯は、2階部分が午前8時30分から午後9時まで、1階が午前6時から午後8時30分までとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。

主として販売する物品は、食料品等でございます。

建物は地上2階建てで、店舗1階が1,175㎡及び2階にカート置き場部分として35㎡でございます。

駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から必要駐車台数を求めますと、43台となります。指針に基づく必要駐車台数に対し、設置台数は43台でございます。

また、来店車両の入退場経路は、こちらのとおりでございます。

続いて、騒音関係ですが、施設に設置される室外機等の稼働時間は午前7時から午前2時まで、冷凍冷蔵室外機が24時間となっており、発生騒音の予測・評価について、昼間及び夜間の等価騒音レベル並びに夜間の最大値レベルについて、店舗周囲4方向5地点に予測地点を設定し、予測した結果、すべてにおいて環境基準値及び規制基準値を満たしております。

次に、廃棄物関係につきましては、1日当たりの予測排出量、一般廃棄物1.40m³、再生利用対象物0.6m³、合わせて2.0m³に対しまして、十分な保管容量、合計で14.8m³を確保しております。

最後に、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民等意見書の状況についてご説明いたします。

住民等説明会は、昨年11月24日に開催され、昨年10月10日から本年2月10日までの4か月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、7通の住民意見書の提出がございました。お手元に「(仮称)ライフ三津屋店の新設の届出に対する住民意見の概要」をお配りしておりますので、ご覧ください。

意見の概要といたしましては、開店後における三津屋小学校学童の下校時の事故に対する危惧、防犯対策、十三筋の交通混雑の懸念、交通整理員の常時配置、排気ガスによる環境悪化などが意見として提出されております。これらの意見は設置者にもお伝えをし、設置者からは、それぞれの項目について、お手元に配付の回答書のとおり対応する旨の回答を得ているところでございます。

1つ目の開店後における三津屋小学校学童の下校時の事故に対する危惧への回答といたしましては、三津屋小学校の児童の通学に関し、計画地の西側市道が通学路に該当しており、下校時のピーク時間が店舗の駐車場利用可能時間と重なっておりますが、店舗建物をセットバックし、幅員2メートルの敷地内通路を確保し、登下校時に利用することにより安全の確保を図るといたしております。

2つ目の防犯対策に関する回答といたしましては、従業員による積極的な声かけや、店舗管理者や従業員による場内巡回を一定間隔で実施するとしております。

3つ目の十三筋の交通混雑の懸念に対する回答といたしましては、右折出庫により直近の幹線道路である府道十三筋に出る経路が設定されておりますが、府道十三筋への交通影響は道路の許容範囲内にあるものとして考えており、開店後に計画店舗が原因となる交通渋滞などの支障が頻繁に生じる場合においては、支障回避に努めるとしてあります。

4つ目の交通整理員の常時配置に対する回答といたしまして、交通整理員については常時配置を基本とし、配置場所、時間及び人数等については、状況に応じて柔軟に対応するとしております。

5つ目の排気ガスによる環境悪化に対する回答といたしましては、計画店舗内の駐車場でアイドリングを行わないよう呼びかけを行い、排ガスの排出を最小限にとどめるよう努めるとしてあります。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、特に店舗立地にかかる協議内容を遵守するとともに、交通安全、円滑な交通処理及び深夜営業に関し、必要に応じ地域住民や関係機関と協議・調整を行い、周辺的生活環境の保持に配慮するよう意見のとりまとめを行っております。以上で説明を終わります。

加藤会長 ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

意見書が7通も出るということですが、意見書の中身は5点に集約されると思います。それにつきましては、設置者もかなり踏み込んだ対応をしていただけたということでしたが。

内田委員 軽い意味での意見ですが、今日配られている設置者の対応の資料がございますが、これだけ対応していただけるのは非常にいいことですけれども、これを常に求めるのは設置者にとってちょっと重すぎるのかなという気もします。

ピーク時でも、これぐらいの規模の店でしたら、出入りする車両が続く事態にはならなくて、1、2分に数台という感じですから、通常、今の世の中であれば想定される車の量でしょうし、延々住宅地区内とか学校のすぐそばをそれだけ来るのであれば、かなりの配慮が必要かと思いますが、警察との協議に当たっても、できるだけ早く幹線道路に出すという方針で、右折アウトでかまわないとか、けっこう柔軟なこともやられているわけですから、これだけの距離の対応として、セットバックして別途通路を確保するところまで常

に必要なあと。やっていただいたほうがはるかにいいわけですが。

また、十三筋の交通渋滞の話については、これこそ設置者の責任ではなくて、より大きな交通ネットワークの話です。このあたりからは本当に余計なことを言いますが、住民の方からこういった意見が出てくるのは、なかなかそういったことを取り上げてもらえる機会がないから、チャンスがあればどこでも言われているのが実態だと思うんです。ですから、せっかくこうやって声をかけていただいた我々としては、然るべき場所につないでいくようなことができればなあと思います。こちらは関係ないというのがずっと続いているというのも、ちょっと気持ちが悪い。

加藤会長 中身は大変重たいご意見だと思います。

特にございませんか。

そうしましたら、この案件につきましては、先ほども詳しく説明いただきましたように、7通の意見書の提出がありました。設置者としましては、特に交通渋滞の問題、それから学童の通学路における事故の危惧など、開店後における店舗周辺の環境悪化を懸念し、設置者に対して対策を求める内容だったわけですが、設置者においても、それぞれ対応を行う旨の回答をいただいているということで、委員の皆さんからも、これは設置者だけの問題ではない、大阪市を含めてもう少し対策を考えることなのではないかというご意見もいただきました。

届出上の法の趣旨からしまして十分な対応もしていただいているということで、指針を踏まえた内容となっています。当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと思います。ただ、「特に深夜営業につきましては、交通、騒音等の対策をはじめ、犯罪や非行の防止などにおいても自主的な配慮に努めることが望ましい」等の附帯意見を申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。（異議なし）

ありがとうございます。それでは、「特に意見を有しない」ものとして取り扱うことにしたいと思います。

最後に、「港区弁天町ショッピングセンター」の変更に関する届出内容等につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 「港区弁天町ショッピングセンター」の変更についてご説明いたします。

本件は、港区弁天3丁目13番地の地下鉄中央線弁天町駅から南西へ800mに立地してい

ます既存のスーパーでございます。用途地域は商業地域でございます。

設置者は、オリックス・インテリア株式会社で、小売業を行う者は、株式会社長崎屋でございます。建物は4階建てで、地下1階から2階が店舗、3・4階が駐車場となっており、店舗面積合計は7,983㎡でございます。

今回、変更しようとする事項は、開閉店時刻であり、変更前は午前10時から午後9時までであったものを、午前9時から午前0時に変更するものです。あわせて、来客の駐車場利用時間帯につきましても、午前8時30分から午前0時30分までに変更されるものでございます。なお、時間延長につきましては、昨年9月26日から実施されております。

今回の変更に関しまして、その影響を考慮すべき事項といたしましては、騒音並びに廃棄物関係がございます。

まず、騒音関係です。店舗南側は中央大通りになっております。そのため予測から除外しておりますが、昼間夜間の等価騒音レベル並びに夜間の個別騒音につきまして、それぞれ店舗3方向3地点に予測地点を設定し、予測した結果、すべてにおいて環境基準値、規制基準値を満たす結果となっております。

次に、廃棄物関係でございますが、営業時間延長後の1日当たりの予測排出量7.8㎡に對しまして、29㎡の保管容量が確保されておりますので、営業時間延長後も十分対応できる容量となっております。

また、本届出に関する大店立地法第7条に基づく住民等説明会、届出書の縦覧及び住民意見書の状況についてご説明いたします。

住民等説明会は、昨年11月7日に開催され、昨年9月26日から本年1月26日までの4カ月間、届出書の縦覧及び意見書の受付を行いましたところ、意見書の提出はなかったところでございます。

なお、本届出につきましては、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しておりますが、特に深夜営業に関しましては、周辺的生活環境の悪化防止等に十分配慮するよう、意見のとりまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わります。

加藤会長 事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

営業時間の変更ということで、しかも昨年の9月から実施して、特に問題はないという

ことです。

この案件につきましては、特に意見書の提出はなかったということで、委員の皆さんも特に意見はないようです。届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容になっており、当審議会としましては、「当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しない」ものとして扱ってまいりたいと考えております。これは深夜営業、12時までで若干かかるわけですけれども、「特に深夜営業につきましては、交通、騒音等の対策をはじめ、犯罪や非行の防止などにおいても自主的な配慮に努めることが望ましい」という附帯意見を申し添えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。（異議なし）

それでは、「特に意見を有しない」ものとして取り扱うことにしたいと思います。

以上をもちまして、市長から依頼のあった新設3件並びに変更1件についての調査・審議は終了し、市長に対する意見具申の文書をまとめることとなりますが、文書内容等につきましてはご一任いただけますでしょうか。

それでは、必要な手続を行ってまいりたいと思いますが、先ほど内田委員からご発言がありましたように、大店立地審議会は通常は施設の設置者に対して環境の観点から配慮を求めることになっているわけですが、交通ネットワークを含めまして、それを取り巻く都市計画を十分行っていくためにも、周辺の配慮も随分必要だというご意見をいただきました。大阪市としまして、都市計画、まちづくりの観点から、そういう点を十分配慮して対応していただきますように審議会としてはお願いしたいということを申し添えておきたいと思っております。

次は、報告事項です。「軽微な延刻等」に係る手続状況について、事務局よりお願いします。

事務局 「軽微な延刻等」に係る手続状況について報告させていただきます。

今回、1件ございます。「出光ナガホリビル」でございます。中央区に立地します既存の商業施設でございますが、このたび物販店舗を用途変更することによりまして店舗面積が減少するとして、届出あったものでございます。実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められますので、軽微な案件として認めたものでございます。以上、報告をさせていただきます。

加藤会長 これをもちまして本日の議事はすべて終了いたしましたので、審議会は閉会したいと思います。ご協力、どうもありがとうございました。

司会 審議会はこれもちまして終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会 午前11時33分